

第 2 回

林業公社の経営改善対策等に関する検討会

国に対する要望事項

森林整備法人全国協議会

森林整備法人全国協議会の要望事項

林業公社への支援措置

1 管理経費に対する補助制度の創設

- ・ 主伐収入が未だ得られない状況の中で、林業公社の管理経費は、借入金等により賄わざるを得ないという厳しい経営状況にあることから、これらの経費に対する助成制度を創設していただきたい。

2 分収林の伐期に合わせた低利の償還資金制度及び既往借入金の利子軽減措置の創設

- ・ 平成20年度の利用間伐推進資金の創設により、公庫資金の貸付期間は最長で75年へ延長されたが、現実的には全ての公社営林に対応していない。
- ・ また、本資金は低利ではあるものの、巨額の有利子借入金をさらに累増させることとなる上、現在の材価では、多くの林業公社で債務の元利償還額が将来的に森林から得られる収益力を上回る見込となっている。
- ・ 現在も多くの林業公社は、既往借入金の償還金を都府県の無利子貸付金等によって賄わざるを得ない状況にあり、有利子借入金の累増は、将来的な都府県の財政負担を更に増大させる要因となる。
- ・ このため、伐期の長期化と林業の収益力の低下に配慮した、長期低利の償還金貸付制度を創設するとともに、利子補給制度や森林整備活性化資金対象事業の拡充により、既往借入金の利息軽減措置を講じていただきたい。

3 任意繰上償還の条件緩和

- ・ 現在，不成績林及び被災林については繰上償還が認められているが，契約団地面積が大きい公社営林に，不成績林等は点在している場合が多く，箇所特定には，多額の測量経費等を要することから，現実的には繰上償還が困難な状況となっている。
- ・ また，林業公社及びそれを支援する都府県は，あらゆる経営改善対策を模索し，債務の縮減に務めている。
- ・ このような現状に鑑み，被災林を含む団地単位での繰上償還や利息負担の軽減につながる任意繰上償還を認めるなど，繰上償還についての大幅な条件緩和を図っていただきたい。

4 分収林契約の契約期間や分収割合の変更が円滑に実施できる法，税制度の整備

- ・ 分収林契約は超長期にわたるため，契約相手方が未相続，消息不明等になっている場合が多く，長伐期化等に伴う契約変更が円滑に行なえない状況にある。
- ・ また，契約変更に伴う登記件数は，相続に伴う分筆により増加しており，登録免許税が公社経営の負担となっている。
- ・ このため，分収林契約の変更手続の簡素化と林業公社の負担軽減に向けた法，税制度の整備を図っていただきたい。

地 方 公 共 団 体 へ の 支 援

5 無利子貸付や利子助成を対象とした特別交付税の算入率の引き上げと 予算枠の拡充

- ・ 林業公社の経営安定を図るため、都府県が利子補助や巨額の無利子貸付等の支援を行っている実情と、これらの支援措置が都府県の財政運営を圧迫していることに配慮し、特別交付税の算入率を引き上げるとともに、予算枠を拡充していただきたい。

6 無利子貸付金等公社支援に対する起債制度の創設

- ・ 林業公社は、経営林が未だ主伐期に達していないため、運営資金を補助金や借入金によって賄わざるを得ないという厳しい経営状況にある。
- ・ このため、都府県は、一般財源等から利子補助や巨額の無利子貸付等の支援を行っているが、これらの支援措置は都府県の財政運営を圧迫していることに配慮し、林業公社への貸付金や利子補助金への充当が可能となる交付税措置を伴う起債制度を創設していただきたい。

7 森林整備事業に係る補助制度の拡充強化

- ・ 林業公社の経営を支援している都府県の厳しい財政状況と県境を越えた森林の公益的機能の波及効果に鑑み、主要事業である造林補助事業（公的森林整備推進事業）の都道府県の負担割合を2/10から1/10に軽減していただきたい。

現行：国3/10，県2/10

→

改正：国4/10，県1/10